

鳥取市ごみ集積場所の管理について

ごみ集積場所の管理について

- ①ごみ集積場所の管理は設置者及び利用者が行い、近隣住民等から苦情が発生しないよう適正な維持管理を行ってください。
 - ②ごみ集積場所に収集対象外の廃棄物または、収集後に持ち出された廃棄物があった場合は、設置者及び利用者が責任を持って処理してください。
 - ③ごみ集積場所設備の補修等は設置者及び利用者が行ってください。
 - ④管理者(代表者)の変更等がある場合は、下記連絡先に必ずご連絡ください。
 - ⑤ごみ集積場所の設置場所・回収品目を変更、廃止をする場合は「ごみ集積場所届出書」を1週間前までに、提出してください。
- ※ごみ収集や管理等に支障が生じた場合、ごみ集積場所の位置を変更・取り消しをしていただくことがあります。

ごみ容器・防鳥ネットの管理について

- ①ごみ容器は、ごみ集積場所設置届出書が提出され設置が認められた場合、若しくはごみ容器の破損及び紛失が認められた場合、配布や交換を行います。破損したり、不要になったごみ容器は市で回収します。
- ②防鳥ネットは町内会より申請があった場合、1町内会につき1年度2枚まで配布します。不要になった防鳥ネットを処分する場合は、可燃ごみとして処分してください。
- ③ごみ容器・防鳥ネットは設置者や利用者が適正に管理し、強風などで飛ばないようにしてください。ごみ容器・防鳥ネットによる損害が発生した場合、責任は設置者が負うこととなります。

ごみ集積場所の共有について

鳥取市では、ごみステーション方式による家庭ごみの収集を行っています。ごみ集積場所の利用に当たっては、途中転入や町内会等未加入を理由とした制限はできないため、一定のルールのもとに地域のみなさんで共同利用できるようにして下さい。

連絡先 : 鳥取市役所 生活環境課 管理係
電話番号 : 0857-30-8084